

決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

表－１【健全化判断比率】

算定項目	財政再生基準	算定結果 (早期健全化基準)		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度
実質赤字比率	20.0%	－ (13.32%)	－ (13.29%)	－ (13.27%)
連結実質赤字比率	30.0%	－ (18.32%)	－ (18.29%)	－ (18.27%)
実質公債費比率	35.0%	9.8% (25.0%)	10.0% (25.0%)	9.8% (25.0%)
将来負担比率		81.1% (350.0%)	75.1% (350.0%)	72.1% (350.0%)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ赤字額がないため「－」と表示しています。

表－２【資金不足比率】

会計名	経営健全化基準	算定結果		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度
簡易水道特別会計	20.0%	－		
公共下水道特別会計	20.0%	－		
個別排水処理特別会計	20.0%	－		
農業集落排水特別会計	20.0%	－		
水道事業会計	20.0%	－	－	－
下水道事業会計	20.0%		－	－

※資金不足額がない会計は「－」と表示しています。

■用語の解説

○実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

○連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率です。

○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（公営企業会計が負担する元利償還金の返済財源として一般会計が繰り出す額等）の標準財政規模に対する比率です。

○将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

○早期健全化基準

財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。いずれかひとつでもこの基準値以上になると、自主的な改善努力により財政健全化を目指す財政健全化計画を議会の議決を経て策定しなければなりません。

○財政再生基準

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。いずれかひとつでもこの基準値以上になると、確実な再生を目指す財政再生計画を議会の議決を経て策定しなければなりません。

○経営健全化基準

自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。資金不足比率がこの基準値以上になると、早期健全化基準に準じた方法で、経営健全化計画を策定しなければなりません。